

2. 温泉の掘削、利用等の許可に係る制度の見直し

① 許可の際の条件の付与

- 掘削、ポンプ設置、浴用・飲用としての利用等の許可につき、条件を付与し、条件違反の際には許可の取消しをできることとし、きめ細かな許可の運用を可能とする。

許可に付される条件の例

新規掘削の許可

- ・温泉井戸の大きさ(口径)の上限、掘削深度の上限・下限
- ・有害物質や可燃性ガスの噴出等の事故防止対策の実施

ポンプ設置の許可

- ・揚湯試験(仮設のポンプで温泉を汲み上げ、近隣の温泉への影響を調査する試験)の実施

公共の浴用・飲用への提供の許可

- ・有害ガスを含む温泉の場合、浴室に開口部を設け換気を促す
- ・高濃度の成分を含む温泉を飲用する場合、希釈する

条件に違反した場合

都道府県知事は許可の取消し、措置命令をできる。

